

目的

- 1 「融和と協働」による「新しい鯖江市」の実現に向けた財源確保と推進体制
市民が真に豊かさを実感でき、市民が主役の「融和と協働」による「新しい鯖江市」づくりの施策を具現化するためには、厳しい財政状況の中で行財政構造改革を断行して、財源を生み出すことが求められます。
また、施策を実現するため、顧客主義、成果主義、事前・事後評価といった考え方を取り入れた新しい仕事の進め方や体制を整備することが必要です。
このプログラムにより、「融和と協働」による「新しい鯖江市」を実現するための財源確保や推進体制を確立します。
- 2 鯖江市単独での持続可能な健全財政の確立
「地方にできることは地方に」との原則の下、歳出・歳入の両面において、地方の自由度を高め、地方の自主・自立に向けた構造改革の実現に向けて、「三位一体の改革」が進められている現在、行財政の健全化を一層進め、国・県の制度の動向に影響を受けない、弾力的で、かつ鯖江市単独での持続が可能な行財政構造を確立します。
- 3 民間の経営手法による地域経営への改革
新しい時代の住民ニーズに的確に応え、環境変化への高い適応力を発揮するためには、予算や人など限られた行政経営資源を最大限活用し、市民の豊かさを最大限に高める「経営手法」を市政に導入することが必要です。
市民が真に豊かさを実感できる施策を進めるため、民間の経営手法を市政に取り入れ、政策効果を重視した行政評価システムを構築し推進するとともに、これを実践する職員の意識や仕事の進め方を改革します。

地方分権時代に対応した行財政構造改革

1 厳しい財政状況と財政収支の見通し

(1) 厳しい財政状況

基幹収入である市税収入は、平成9年度に91億6,600万円の収入があったものが、近年の景気動向の影響を受けて年々減少する傾向が続き、平成15年度では、82億300万円余まで落ち込んでいます。平成16年度決算では、景気の回復を背景に税収の落ち込みにも一定の歯止めが掛かり、平成17年度予算では、4年ぶりに前年度比2.7%の増加を見込んでいますが、今後、景気が「踊り場の状況」から抜け出し、回復基調に乗るかどうかは、なお不透明です。

一方、歳出面では、80年代後半から90年代前半にかけて国の経済対策に呼応し、地方単独事業による積極的な公共投資を行った結果、平成9年度には市債残高が300億円を超え、翌年度には313億9,600万円に達しました。その後、徐々に減少してきてはいますが平成15年度末でなお295億8,800万円と依然高いレベルにあり、平成17年度予算では、元利償還金に充てる公債費は29億7,100万円、予算に占める割合は14.2%余となります。

また、公債費をはじめ扶助費などの義務的経費や物件費等の消費的経費の占める割合が大きく、平成15年度では経常収支比率が89.1%と高水準にあり財政構造の硬直化が進んでいます。

本市では、歳入・歳出ともに平成9年度決算をピークとして縮小傾向が続いています。市税などの経常一般財源の減少に反して義務的経費や消費的経費の固定経費が高い水準で推移する状況が続く中で、近年は恒常的な財源不足に陥っており、新たな施策の展開や事業推進が困難な状況にあります。平成16年度の当初予算においても交付税削減等の影響もあり、約8億円の財源が不足し、財政調整基金、減債基金の繰入によってこれを補ったところですが、同年7月には福井豪雨災害が発生し、その災害復旧等のため約17億円を要しました。この財源に充てるためさらに財政調整基金3億7,500万円の繰入を見込み、基金残高も底を突くことが予想される状況になりました。

しかし、平成16年度については、災害復旧事業をはじめとする国、県の制度の積極的な活用と徹底した事務事業の見直し、特別交付税等による国の支援などにより、財源の確保、経費の圧縮が図られ、予定していた財政調整基金、減債基金の繰入は大幅に縮減することができました。しかしながら、今後、福祉複合施設の取得や新たな施設整備による維持管理費の増大など、基本的に財政構造の改善は厳しい状況にあります。

分権改革により、自己決定、自己責任による自立した自治体経営を確立するため、三位一体改革をはじめとする地方制度改革の加速度的な推進が予想される中、いち早く、全国との競争の中で自主・自立をめざした鯖江市単独での持続可能な財政構造を築き上げることが急務であります。

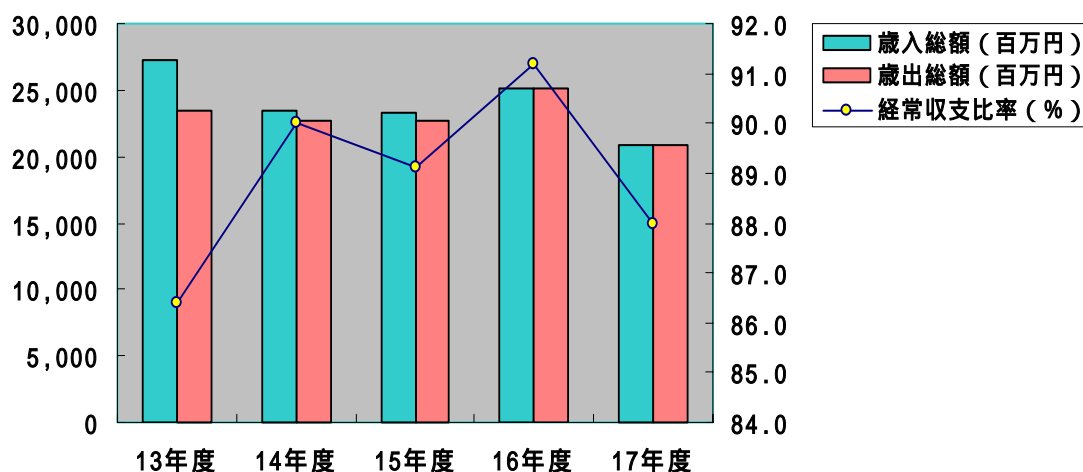
一般会計決算の推移

(単位：百万円・%)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度 (最終予算)	17年度 (当初予算)
歳入総額	24,282	23,438	23,240	25,181	20,857
歳出総額	23,480	22,623	22,693	25,181	20,857
歳入歳出差引額	802	815	547	0	0
実質収支	723	760	489	0	0
経常収支比率	86.4	90.0	89.1	91.2	88.0

用語の意義

- 1) 経常収支比率：財政構造の弾力性を示す数値。人件費など経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税等一般財源がどの程度充当されているかをみるもの。80%を超えると財政構造の弾力性が失われ、70～80%の範囲が望ましいとされています。



歳入の推移

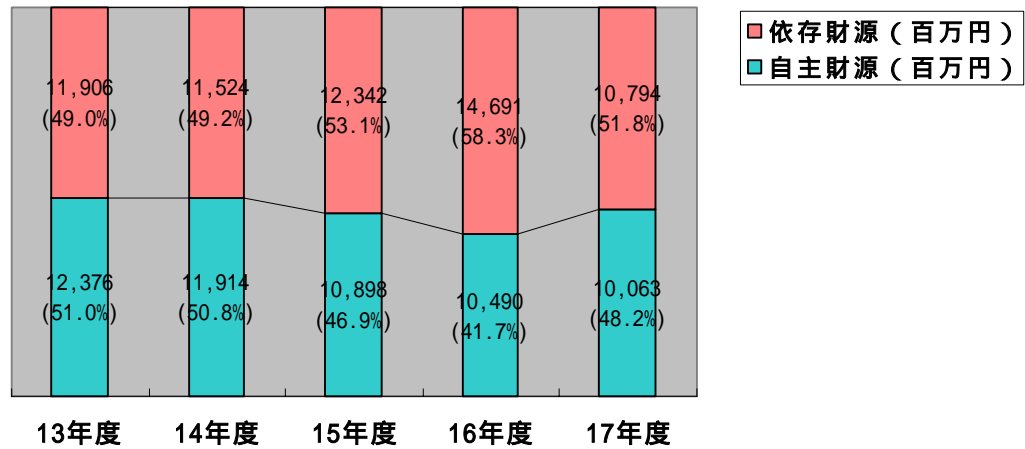
(単位：百万円)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度 (最終予算)	17年度 (当初予算)
自主財源	12,377	11,914	10,898	10,490	10,063
うち市税収入	8,849	8,659	8,203	8,008	8,117
依存財源	11,906	11,524	12,342	14,691	10,794
うち市債	1,807	2,029	2,686	3,780	1,824
うち国庫・県支出金	2,782	2,591	2,881	3,952	2,429
うち地方交付税	5,371	5,430	5,278	5,261	4,820
うち地方譲与税等	1,946	1,474	1,497	1,698	1,721
計	24,283	23,438	23,240	25,181	20,857

用語の意義

- 1) 自 主 財 源：自主的に収入しうる財源（市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入）

- 2) 地方譲与税等：地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金



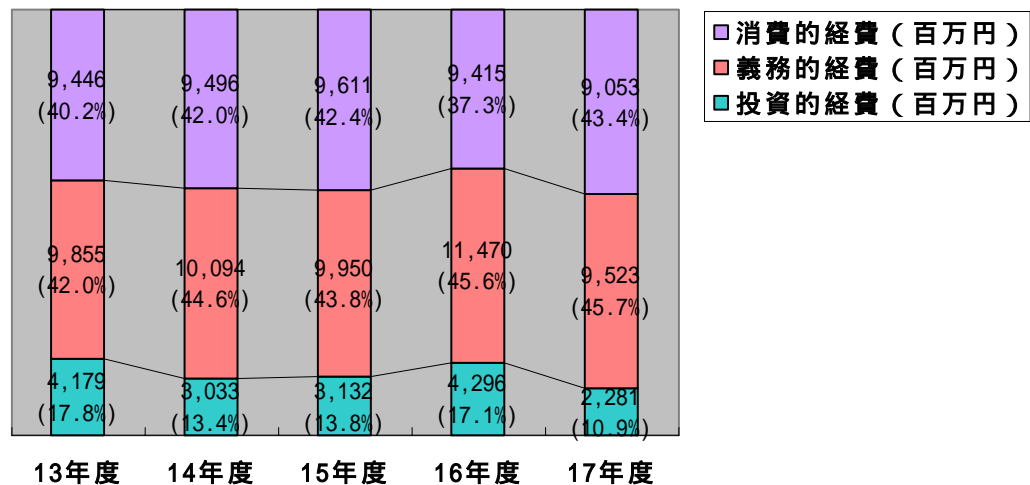
歳出の推移

(単位：百万円)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度 (最終予算)	17年度 (当初予算)
投資的経費	4,179	3,033	3,132	4,296	2,281
義務的経費	9,855	10,094	9,950	11,470	9,523
消費的経費等	9,446	9,496	9,611	9,415	9,053
計	23,480	22,623	22,693	25,181	20,857

用語の意義

- 1) 投資的経費：普通建設事業費（道路、橋りょう、学校など公共用、公用施設の新増設等の建設事業に要する経費）および災害復旧事業費を合わせた額
- 2) 義務的経費：人件費、扶助費および公債費を合わせた額
- 3) 消費的経費等：上記以外の経費（物件費、補助費等、繰出金他）



市債借入額の推移

(単位:百万円・%)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度 (最終予算)	17年度 (当初予算)
元金償還額	2,161	2,575	2,657	(借換債除) 2,619	2,284
通常市債借入額	1,736	1,069	1,337	1,635	1,028
災害復旧債	1	0	0	126	6
減税補てん債等借入額	161	960	1,349	(借換債除) 985	790
借入額計	1,898	2,029	2,686	2,746	1,824
市債残高	31,133	29,559	29,588	29,715	29,255
起債制限比率	12.9	12.0	11.8	11.6	10.6

用語の意義

- 1) 起債制限比率：地方債の許可制限に係る指標。この比率が20%以上となると、地方債発行が許可されません。

基金への積立・取崩の推移

(単位:百万円・%)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度 (最終予算)	17年度 (当初予算)
財政調整基金					
取崩・積立額	4	1	2	27	100
年度末残高	827	828	830	803	703
標準財政規模	14,719	14,463	13,690	13,337	13,759
標準財政規模に 対する財政調整 基金残高割合	5.6	5.7	6.1	6.0	5.1
減債基金					
取崩・積立額	54	102	2	29	150
年度末残高	995	1,097	1,099	1,070	920

用語の意義

- 1) 標準財政規模：その地方公共団体が標準的な状態で通常収入されることが見込まれる経常的な一般財源の標準を示す数値

(2) 厳しい財政収支見通し

歳入面では、景気動向に一定の回復の兆しが認められ、市税収入の回復が期待される半面、不確定な要素も多くあります。地方が国に強く求めている平成19年度以降の三位一体改革の方向性が示されず、平成19年度からの実施が見込まれる住民税率の一本化による税源移譲とこれに伴う地方交付税制度の姿すら明らかではありません。平成17年度、平成18年度について確認された「地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源総額の確保」についても、将来にわたって保障されたわけではなく、現状では、地方一般財源確保の道筋は依然として厳しい状況です。

一方、歳出面では、人件費で、平成18年度以降、大量の定年退職者が見込まれ、多額の退職金が必要です。また、公債費も交付税振替えによる臨時財政対策債や大規模事業に充てた建設債の元金償還の開始により、平成20年ごろに再びピークを迎えるなど、依然として大きな負担となります。さらに、扶助費の伸びも大きく、義務的経費の伸びが見込まれます。

また、物件費など消費的経費については、抑制、縮減に努めますが、福祉複合施設等の維持管理費等新たな需要も見込まれます。

このように歳入面では、大きな増収が見込めず、また、今後も地方制度全体の大きな改革が予想される中で、現状のままの行財政運営では、必要な施策の展開や事業の実施が困難になるばかりか、最低限の行政サービスの提供にも支障をきたしかねないことが危惧されます。

このような状況を踏まえ、中・長期的な視点から、一刻も早く、行財政構造改革推進のための計画を策定し、総合的な対策を講じる必要があります。

鯖江市の一般会計財政収支見通し（行財政構造改革プログラム実施前）

（単位：百万円）

区 分		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
入	歳						
	市税	8,008	8,117	7,962	9,136	9,184	9,150
	地方交付税	5,261	4,820	4,842	4,872	4,813	4,893
	地方譲与税	433	564	804	334	334	334
	その他の税、交付金等	1,265	1,157	1,157	1,166	1,175	1,184
	国・県支出金	3,951	2,598	2,162	2,134	2,177	2,222
	市 債	3,780	2,602	1,790	1,100	1,100	1,100
	うち臨時財政対策債	884	690	690	0	0	0
	うち上記以外	2,896	1,912	1,100	1,100	1,100	1,100
	その他	2,482	1,949	1,715	1,725	1,735	1,745
計	25,180	21,807	20,432	20,467	20,518	20,628	

区 分		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
出	歳						
	義務的経費	11,439	9,523	9,921	10,074	10,005	10,326
	うち人件費	3,697	3,437	3,758	3,765	3,535	3,705
	うち扶助費	3,240	3,115	3,271	3,369	3,470	3,574
	うち公債費	4,502	2,971	2,892	2,940	3,000	3,047
	普通建設事業費	3,448	3,331	1,623	1,500	1,500	1,500
	物件費	3,073	2,894	2,917	2,917	2,917	2,917
	補助費等	3,036	2,836	2,924	2,942	3,018	3,021
	繰出金	2,662	2,685	2,755	2,773	2,677	2,768
	その他	1,502	658	643	645	647	649
計	25,160	21,927	20,783	20,852	20,764	21,181	

歳入歳出差引額 （財源不足額）	20	120	351	385	246	553
財政調整基金 取崩・積立額	27	220	171	185	46	213
財政調整基金残高	803	583	412	227	181	0(32)
減債基金 取崩・積立額	29	150	180	200	200	340
減債基金残高	1,070	920	740	540	340	0

歳入の市税は、平成 19 年から税源移譲に伴う住民税フラット化を見込んで試算した数値です。また、平成 18 年度以降の市税については、平成 16 年度の収納率（現年課税分・見込み）97.1%で見込んだものです。

平成 18 年度以降の地方交付税は、平成 17 年度の市税、地方（普通）交付税、臨時財政対策債の合計額を基礎として試算しました。

人件費のうち職員給与は定数を平成 16 年度の 460 人で、毎年 1.83%の定期昇給を見込みました。

扶助費は、平成 18 年度は前年度の 5%増、19 年度以降は対前年比 3%増を見込んで試算しました。

平成 17 年度は、当初予算に福祉複合施設の取得等を加えた金額であり、財源不足額は、その取得費等に係る不足額となり、財政調整基金の取崩し額は当初予算の 1 億円と不足額の合計です。

福祉複合施設は、ケアハウスと地域交流センターの複合施設で、PFI 方式により民間の資金と経営能力を活用して建設、運営されます。

財源不足額については、基金の取り崩しにより対応することとしました。

2 財政健全化に向けて - その基本的前提

財政指標等の基本目標

項 目	プログラム期間の目標
財政調整基金の年度末残高	標準財政規模の 5 % (7 億円) 以上の額の確保
経常収支比率	9 0 % 以下
起債制限比率	1 1 % 以下

財政調整基金等の適切な維持

地方分権新時代を迎え、地方政府としての自覚と責任を持って、市民本位の市政を進めていくためには、財政調整基金等に依存しない歳入に見合った収支均衡型の財政構造へ転換していく必要があります。

しかし、今後の国の地方税財政制度見直し等による財源不足や高齢化の進展に伴う財政負担に備え、また、市民のための本市の特色を活かした自主的な行政を進められるよう、プログラムの最終年度である平成 2 1 年度には、財政調整基金の残高を標準財政規模の 5 % 以上、7 億円以上を確保します。

財政調整基金は、将来の経済事情の変動による税等の財源不足や災害など突発的、緊急的な財政支出に備えるため、財源に余裕のある年度に余剰金の一部を積み立てておくものです。計画的で安定した財政運営のためには一定の残高確保が必要となります。

市債発行額の抑制

市債の発行については、将来の世代に更なる負担を転嫁しない財政運営を行う観点から、投資的経費の抑制に努めながら、プログラム期間中は、一般建設事業債による借入額を起債元金償還額以下に抑制し、市債残高の逡減を図るとともに、起債制限比率が 1 1 パーセント以下を目指します。

市債残高目標

(単位 : 百万円)

区 分	16 年度末	17 年度末	18 年度末	19 年度末	20 年度末	21 年度末
市債残高	29,715	30,034	29,589	28,380	27,073	25,679
うち臨時財政対策債、減税補てん債、災害復旧債の小計	5,267	5,918	6,501	6,314	6,042	5,707
上記以外の普通債等	24,448	24,116	23,088	22,066	21,031	19,972

平成 17 年度は、福祉複合施設取得に係る市債を 779 百万円見込みました。

平成 18 年度以降は、新規発行の市債を普通債は原則として 1,000 百万円に抑制し、減税補てん債は 100 百万円を見込みました。

臨時財政対策債は、平成 18 年度は 690 百万円を見込み、平成 19 年度以降は廃止を想定しました。

用語の意義

- 1) 減税補てん債：特別減税や制度減税による地方税の減収分を補うため、地方公共団体が借り入れる地方債
- 2) 臨時財政対策債：地方交付税として分配すべき額の財源不足を補うため、その半分を地方公共団体が借り入れる地方債

経常的な支出の一層の合理化

財政の健全化や弾力性を測る指標としての経常収支比率については 90% を超えないよう、人件費や維持管理費等の経常的支出の一層の削減に努めます。

3 財政構造改革の具体的な取組内容

(1) 大規模施設等の整備等

新規の大規模施設整備の原則凍結

本市では公共施設が相当整備されてきたことから、今後は、健全な財政を維持していくためにも、既存施設の有効活用を優先すべきであり、現在建設が進められている施設以外の大規模施設の整備は極力抑制していく必要があります。

また、平成 19 年度以降の普通建設事業費については、事業の効果や必要性を充分検討し、財政状況を勘案しながら、原則として 15 億円程度を目安とします。

既存施設の最大限の活用

計画的な修繕により既存施設を最大限活用するとともに、既存施設の改築・大規模改修については、必要性、緊急性、優先度を厳格に判断して実施します。

公共工事

公共工事については、これまで全国一律の方法や国の基準に沿った整備を進めてきたが、今後は、地形や利用実態、施工方法なども勘案しつつ、積極的にコスト構造の改革に取り組みます。

また、公共工事の入札・契約に対する住民の信頼を確保するため、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に資する取組を進めます。

(2) 事務事業のスクラップ・アンド・ビルド

事務事業の見直し

「成果主義」、「顧客主義」の考え方にに基づき、「事業によって住民に何がもたらされるか」という政策効果を重視し、経営の視点を取り入れながら、事前の目標

設定と事後の厳格な評価を実施することにより、統廃合を含めた事務事業の見直しを積極的に推進します。

補助金の見直し

様々な団体等に対する補助金等については、初期の目的を達成した補助金や社会的ニーズの薄れている補助金は廃止するなど、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、見直しを進めるとともに、団体の自立を促進する観点からも整理合理化を推進します。

また、終期の設定やP D C Aサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減します。

行政組織の重点化・効率化

「市民に開かれた、市民のための市役所づくり」を目指し、平成16年11月に組織再編、職制の改正を実施しました。今後も、従来の国の行政機関との均衡に配慮した縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織とします。また、政策、施策、事務事業のまとまりに対応した部局、課・室編成とするとともに、住民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディな意思決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制とします。

なお、その際、市民から見ても責任・権限の所在がわかりやすい構造、職名とします。

また、政策、施策、事務事業について、P D C Aサイクルをもとに正当性の検証を行うことにより、組織編制も柔軟に見直しを行います。

シーリング（予算要求限度枠）による歳出の合理化

各部局に対して、経費別（事務的経費、投資的経費等）に予算要求限度枠を設けることにより、予算要求をする事業課は、限度枠の設定による限られた財源の中で、成果主義の観点から、不要不急の事業がないか徹底した見直しを進めていきます。

用語の意義

- 1) スクラップ・アンド・ビルド：行政機構における膨張抑制の方法で、新しい施策、事業を展開するにあたっては、その前提として既存の施策、事業の廃止、見直しを行い、全体のコストを抑制しようとする手法
- 2) P D C Aサイクル：P l a n（計画） D o（実施） C h e c k（分析） A c t i o n（評価・見直し）の活動を繰り返すことにより、継続的な行政サービス改善、経費節減を実現する仕組み

(3) 定員管理および給与の適正化等

職員定数の適正な管理

定員管理に当たっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要

の範囲、施策の内容および手法を見直しながら適正化に取り組みます。

特に、平成20年度までに職員の大量退職を迎えることから、退職者の補充等について十分に検討した上、抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度および再任用職員制度の活用、ICT化の推進などの手法を活用しながら職員数の抑制に取り組み、平成17年度から平成21年度までの5年間で、職員数を5%（23人）削減します。

用語の意義

- 1) 任期付職員制度：高度化・専門化する行政課題等に対応するため、専門的な知識経験または優れた識見を有する者等を期間限定で採用する制度
- 2) 再任用職員制度：定年等により退職した職員を対象に従前の勤務実績等に基づく選考により任用し、再度、公務に就かせる制度
- 3) ICT：情報通信技術を表す言葉で、日本ではITが同義で使われていますが、ITにコミュニケーションを加えたICTの方が、国際的には定着しています。

定員適正化に向けた主な取り組み

ア 組織・機構改革

時代の要請に沿うよう組織・機構の見直しを行い、また、グループ制の特性を活かして事務配分の合理化、意思決定の迅速化を図ることにより、柔軟な組織運営を行います。これにより、職員の増加を抑制しつつ、新たな行政需要に対応していきます。

イ 事務事業の見直し

行政評価システムの導入により事業評価を行い、スクラップ・アンド・ビルドの原則により事務事業を整理し、人員削減を目指します。

ウ 民間委託等の推進

行政のなすべき役割を再検討し、市民・NPO（非営利組織）等との協働分野の拡大、指定管理者制度の活用など、効率的な事務運営が期待できる事業は外部委託化を進めます。

エ 柔軟な雇用形態の導入

個別に各業務の効率性、専門性、コスト等を検証した上で、臨時・嘱託職員など業務内容にふさわしい雇用形態を検証し、柔軟な雇用を進めます。

オ 弾力的職員配置

新たな行政需要や繁忙期等に対応するため、各部長の判断により概ね6月を超えない範囲で、部内職員の配置換えをできることとします。なお、その場合、

兼務発令を行うこととします。

カ 欠員補充

新規職員採用は平成18年度まで凍結とするが、年齢構成の適正化や組織の活性化、新陳代謝を図るために、財政状況を見極めながら退職者の欠員の範囲内で、新規職員の採用を考慮します。特に、資格を要する専門職については、その職務の必要性を十分勘案して、職員の確保に努めます。

年次別削減計画

(各年4月1日現在)

部 門	区分	16年度 (17.1.1)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	17年度～ 21年度計 (人)	17年度～ 21年度計 (%)
一般会計	減員		10	5	11	15	8	49	12.1
	増員		2		9	11	7	29	7.1
	差引		8	5	2	4	1	20	4.9
	職員数	406	398	393	391	387	386		
公営企業 等 会 計	減員		2		3	2	1	8	14.8
	増員		1		2	2		5	9.3
	差引		1	0	1	0	1	3	5.5
	職員数	54	53	53	52	52	51		
計	減員		12	5	14	17	9	57	12.4
	増員		3		11	13	7	34	7.4
	差引		9	5	3	4	2	23	5.0
	職員数	460	451	446	443	439	437		

定員管理上の職員数は、教育長を含みます。

公営企業等会計部門は、企業会計、特別会計等の職員です。

平成17年度の増員3人の内訳は、県からの派遣職員等です。

給与の適正化

業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、民間企業の動向等を反映した人事院勧告を踏まえ、毎年、給与の見直しを行うとともに、退職手当についても、国に準じた措置を講じるなど、国、他の地方自治体との均衡を図ることを基本とし、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進します。

超過勤務の縮減

効果的・効率的な業務の推進や職員の健康管理を図るため、目標時間の管理とコスト意識の徹底、夜間勤務に対する正規の勤務時間の弾力的な割振り、長時間勤務の要因分析と対策等により超過勤務の縮減に取り組み、人件費の適正化を図ります。

管理職手当の見直し

管理職手当については、今後も県内各市の状況などを配慮しながら支給率の見直し等を検討します。

定員・給与等の状況の公表

「鯖江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、公表に当たっては、職種ごとに定員・給与等の状況を明らかにするとともに、他団体との比較や全国的な指標を示すなど、住民が理解しやすい工夫を積極的に講じます。

福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検、見直しを行い、適正に事業を実施します。

(4) 人材育成の推進

多様化する市民ニーズに的確に応えることができる人材を養成すべく、人材育成に関する基本方針の積極的な見直しを行い、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、分権型社会の担い手にふさわしい人材を総合的に育成します。

また、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に引き続き積極的に取り組みます。

(5) 民間活力の活用

民間委託等の推進

事務事業全般についての民間委託等の実施時期等を示す具体的かつ総合的な指針・計画を策定します。

また、委託の実施に当たっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保および行政としての責任を果たしうよう、適切な評価・管理を行うことができるよう措置を講じます。

指定管理者制度の活用

平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、「管理委託制度」から「指定管理者制度」に転換されました。

そこで、多様な団体が有する固有の技術や情報を公の施設の管理業務に活用し、住民サービスの向上や管理経費の軽減を図ることを目的に、すべての公の施設について、施設の民営化や廃止を含め、平成18年4月から指定管理者制度の導入を目標として、その管理のあり方を検証します。

なお、管理のあり方の検証に際しては、行政としての関与の必要性、存続か廃止か、管理主体をどうするかなど、その理由を明らかにした上で、市民に対する説明責任を十分に果たします。

また、毎年、施設の効果的・効率的な管理運営のあり方や活用方法などについ

て点検し、その可能性の検討を行い、個別法の制約により指定管理者への移行ができない施設や業務の専門性・特殊性等により市が直接管理することが適当と判断される施設を除き、原則として、順次、指定管理者へ移行を進めます。

用語の意義

- 1) 管理委託制度：地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理について、公共団体、公共的団体、出資法人に委託することができる制度
- 2) 指定管理者制度：平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理・運営について、従来の管理委託制度に替わり創設された制度で、これまで管理者の範囲は公共的団体等に限定されていましたが、株式会社等民間業者にも門戸が開かれ、民間活力を活用した行政の効率化と住民サービスの向上が可能となりました。

P F I（民間資金を活用した公共施設整備）の活用

公の施設について、想定される事業リスクをできるだけ明確化し、P F I事業者、金融機関等との間での適切なリスク分担に留意しながら、事業の安定性の確保に留意し、民間の資金や技術等を活用するP F Iの導入の可能性を検討します。

(6) 公共施設の有効活用

これまでに市が整備し、様々な目的により市民の利用に供している公共施設について、「市民の暮らしを豊かにする」という観点から、住民の幅広い利用を可能とするよう、運営方法を見直します。

(7) 歳入の確保

市税収入等の確保

市税収入については、若干上向き傾向にはあるが、長引く景気低迷により落ち込んでおり、産業の活性化等を図ることによって市税の増収を図るとともに、三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の必要性を踏まえ、課税・徴収対策についても、一層の市税収入の確保を図ります。

市税収納率の目標値（現年課税分）

（単位：％）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
収 納 率	97.1	97.3	97.5	97.6	97.7	97.7

平成16年度の収納率は見込みの数値です。

受益と負担の適正化

使用料・手数料については、住民負担の公平性の観点および受益者負担の原則に基づき、他の類似施設との均衡等を勘案し、使用料減免の取扱を含め、適正な見直しを行います。

分担金、負担金についても各種事業の実施に伴う関係団体の受益や他市等の状

況を十分考慮し、見直しを進めます。

その他の歳入の確保

特定目的基金は、設置目的や事業への活用方法等がそれぞれ異なるが、超低金利という金利情勢が続く中、果実運用型から取崩型への転換などを可能な限り行い、財源として有効に活用します。

また、土地などの市有財産のうち、今後、市での利用が見込めないものについては、可能なものから適正価格での売却処分等を進め、歳入の確保を図ります。

行財政構造改革プログラム実施による効果目標額

(歳入)

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
市税	16	31	39	46	46	178

平成17年度の効果額については、当初予算において反映しているものであり、平成18年度以降については、平成16年度の収納率の見込みで計算した場合と比較した増加額です。

(歳出)

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
職員給与	25	42	51	65	71	254
物件費	183	144	226	303	381	1,237
補助費等	87	8	16	25	33	169
計	295	194	293	393	485	1,660

平成17年度の効果額は当初予算において反映しているものです。

職員給与は、毎年の定期昇給を1.83%見込み、平成16年度を基準として、年次別削減計画に基づく職員数の削減による効果額を算出した額です。

物件費については、平成18年度は平成17年度の5%削減、平成19年度以降は毎年、対前年度比3%削減を見込んで算出した額です。

補助費等については、一部事務組合負担金を除いた補助金等について、平成18年度以降対前年比1%削減を見込んで算出した額です。

物件費と補助費等の効果額は、平成17年度は平成16年度と比較した削減額、平成18年度以降は平成17年度と比較した削減額です。

上記の行財政構造改革プログラム実施による目標効果額を反映した、今後5年間の財政見通しは次表のようになり、平成21年度の財政調整基金の残高は、702百万円と見込まれます。

行財政構造改革プログラム実施後の財政収支見通し

(単位：百万円)

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
入	市税	8,008	8,117	7,993	9,175	9,230	9,196
	地方交付税	5,261	4,820	4,842	4,872	4,813	4,893
	地方譲与税	433	564	804	334	334	334
	その他の税、交付金等	1,265	1,157	1,157	1,166	1,175	1,184
	国・県支出金	3,951	2,598	2,162	2,134	2,177	2,222
	市 債	3,780	2,602	1,790	1,100	1,100	1,100
	うち臨時財政対策債	884	690	690	0	0	0
	うち上記以外	2,896	1,912	1,100	1,100	1,100	1,100
	その他	2,482	1,949	1,715	1,725	1,735	1,745
	計	25,180	21,807	20,463	20,506	20,564	20,674

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
出	義務的経費	11,439	9,523	9,879	10,023	9,940	10,255
	うち人件費	3,697	3,437	3,716	3,714	3,470	3,634
	うち扶助費	3,240	3,115	3,271	3,369	3,470	3,574
	うち公債費	4,502	2,971	2,892	2,940	3,000	3,047
	普通建設事業費	3,447	3,331	1,623	1,500	1,500	1,500
	物件費	3,073	2,894	2,773	2,692	2,613	2,536
	補助費等	3,036	2,836	2,916	2,926	2,993	2,988
	繰出金	2,662	2,685	2,755	2,773	2,677	2,768
	その他	1,502	658	643	645	647	649
	計	25,159	21,927	20,589	20,559	20,371	20,696

歳入歳出差引額 (財源不足額)	20	120	126	53	193	22
財政調整基金 取崩・積立額	27	220	26	3	150	2
財政調整基金残高	803	583	557	554	704	702
減債基金 取崩・積立額	29	150	100	50	43	20
減債基金残高	1,070	920	820	770	813	793

歳入の市税、地方交付税および歳出の扶助費は、プログラム実施前と同じ条件で試算し、各年の市税収納率の目標値をふまえて試算しました。

歳出の人件費、物件費、補助費等については、プログラム実施による効果額を反映した数値です。

平成17年度は、当初予算に福祉複合施設の取得等を加えた金額です。

財源不足額については、基金の取崩しにより対応し、剰余金については、基金へ積み立てることとしました。

顧客志向による行財政改革

1 民間の経営手法の導入と評価手法としての「行政評価システム」の構築

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体には、法令に基づき事務を行うといった「行政管理」の発想から脱し、地域の実情に合った施策を自らの責任において判断し、限られた予算や人等を最適配分していく「行政経営」という視点が必要であり、そのための職員の意識改革が求められています。

山積する行政課題に速やかに対応し、健全な行財政運営を図ることはもとより、市民満足度の高い市政を進めるためには、民間の経営手法を市政運営に取り入れ、「成果主義」「顧客主義」という考え方を徹底するとともに、既存の事務事業をただ漫然と行うのではなく、その成果を重視し、市民の目線、生活者の視点に立った行財政経営を行うことが必要です。

そのため、政策、施策そして事務事業のそれぞれの階層において、顧客志向・成果志向、またコスト意識に基づいた客観的な数値指標による、市民にわかりやすい評価の実施により限られた財源と人的資源の有効活用に努め、真に市民が必要とするサービスの選択と重点化に努めます。

そして、その結果の公表により市民に対する説明責任を果たすとともに、市民の意見募集（パブリックコメント制度）の活用を図るなど、市民に密着した公平で透明性の高い市政運営を目指すことを目的として、政策評価、施策評価および事務事業評価からなる「行政評価システム」を構築します。

行政評価システム構築スケジュール

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度
事務事業評価	実施	→	→	→
施策評価	試行	実施	→	→
政策評価			試行	実施

評価機関としては、庁内に事務事業評価委員会を設置。あるいは既存の施策会議などを活用して行います。

- 1 事務事業評価とは、各課の業務活動の基本本体である事務事業について、成果や活動指標、コストなどを必要性、効率性、有効性などの観点から客観的に評価し、拡充、統合、廃止などの意思決定を行うための仕組みのことで。
- 2 施策評価とは、総合計画の施策および社会経済状況の変化等に伴い新たに企画立案し実施しようとする施策を一定の尺度に照らして客観的な評価を行い、施策・事業の選択や重点化を行うための仕組みのことで。
- 3 政策評価とは、市が実施する政策（総合計画において市全体の政策判断として整理されたもの）などの効果等を一定の尺度に照らして客観的な評価を行い、政策等の選択、重点化および効率的、効果的な実施を行なうための仕組みのことで。
- 4 システム化とは、これらの評価をマネジメントサイクル
Plan（計画） Do（実施） Check（分析） Action（評価・見直し）
として確立することです。

2 市民の目線、生活者の視点に立った市政運営

(1) 変革に対応する組織・機構の改革

平成16年11月に「融和と協働のさばえ」実現のために職員一丸となって取り組むため組織・機構改革を行ったが、今後も、社会経済情勢や住民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう組織・機構を見直します。

(2) 職員の意識改革

職員が成果主義に対する高い意識と経営感覚を備え、市民の意見を直接聞き、前例にとられない視点で仕事に取り組むよう、意識改革に向けた実務重視の職員研修を行います。

3 市民の声を反映した市政運営 市政の市民参画

「市民の意見募集（パブリックコメント制度）」の有効活用

平成17年度当初予算編成過程から導入した市民の意見募集については、市政への市民参画の手法として、直接市民の意見を募集し、より一層市民に密着した市政運営をめざし、今後の運営方法等の検討、改善に努めます。

「百聞百見事業」の推進

市職員が自ら「まちづくりモニター」「まちづくりサポーター」となり、居住する地域や業務でかかわる市民・市民団体等の活動に積極的に参画し、市民とともにまちづくり活動に携わるなかで、その意見や提案を直接市民の目線で聴き取っていく体制づくりに努めます。

透明性の高い市政の推進

この行財政構造改革プログラムの目標数値の達成状況や財政指標等については予算や決算の状況と合わせて公表します。

また、貸借対照表（バランスシート）や行政コスト計算書の内容を充実し、政策形成に活用します。

市が収集し、取りまとめた統計情報や報告書等の情報については、冊子等による配布に加えて、スピーディにホームページに掲載し、情報公開の充実を図ります。

4 利用者の立場に立ったIT活用

市民が使いやすいホームページの提供

市のホームページについては、高齢者や身体障害者をはじめ幅広い市民にとって使いやすいものとなるよう改善するとともに、また携帯電話からのアクセスも可能するなど、多くの住民に利用しやすいものとします。

電子市役所の推進

ITを活用した申請、届出等の行政手続きの電子化については、真に市民サー

ビスが向上するか、行政事務の効率化が図られるかという視点で、費用対効果を検証しながら対応します。

また、業務改革を積極的に進めるため、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワークなどの活用等を検討します。

民間団体等との協働

1 地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、市民や市民団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、援助や活動場所の提供、活動を支援・調整する中間支援団体の設置など、それぞれの地域の実情に応じ、活動主体との連携・協力を図ります。

2 NPOや地域社会との協働

NPO（非営利組織）との協働

協働の基本的な考え方や協働事業の選定基準等を明確にし、子育て、在宅介護をはじめとする多様な分野で、ボランティア団体を含むNPOとの協働を推進します。

地域社会との協働

地域社会における自主防犯活動や自主防災活動、高齢者や障害者を支える活動など、住民の自主的な地域活動との協働を推進します。

融和と協働による新しい鯖江市の実現に向けて

21世紀という新たな時代を迎え、少子高齢化の進展、国際化、環境問題の顕在化など社会経済情勢は大きく変化し、新たな転換期を迎えた今日、直面する諸課題に的確に対応できるような社会経済システムの構築が強く求められています。

厳しい時代の流れにありますが、本市の特性や資源を十分に生かし、市民の目線、生活者の視点に立った施策を展開し、市民が主人公の明るい融和のある「新しい鯖江市」を実現していくためには、市民の皆さんと行政がともに考え、その英知を結集し、一体となってまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

この行財政構造改革プログラムが目指すものは、単なる歳出削減や収支の均衡を図るだけのものではありません。これまでの常識にとらわれない新しい視点に立ち、市民の価値観の変化や多様化に応えながら、市民の皆さんと一体となって、自主・自立した地域社会を実現していくための行財政運営システムを構築しようとするものです。

私たちが自らの地域や暮らしに愛着や夢、誇りを持てるような地域社会づくりを進めるためには、このプログラムを速やかに実現することにより、しっかりとした行財政基盤をつくり上げていくことが必要です。

市自らが、全職員一丸となって、このプログラムに基づく施策を着実に推進することはもとより、市民の皆さんとともにこのプログラムを推進し、「融和と協働」による「新しい鯖江市づくり」に全力で取り組み、「自主・自立した個性ある分権のまちづくり」を目指します。